

レンタル利用規約

第1条（規約）

本規約は、メロディ・インターナショナル株式会社（以下「当社」といいます。）の分娩監視装置及びこれに関連する機器等（以下「本件機器」といいます。）について、お客様に対するレンタル及び医療機関などへの再レンタルに関し、当社とお客様との間に適用されます。

2 本件機器のレンタルに際しては、本規約のほか、レンタル申込書（以下、「申込書」といいます。）が用意されています。申込書は本規約の一部として当社とお客様との間に適用されます。

3 本規約の定めと申込書の定めが相違がある場合には、申込書の定めが優先します。

4 当社のお客様との間で、申込書の代わりに個別契約を結ぶ場合があります。この場合、本規約中の「申込書」は「個別契約」と読み替えるものとし、また個別契約は第3条第1項のレンタル契約の一部をなすものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、当社が必要と判断したときは、本規約を変更することが出来るものとします。

2 当社が本規約を変更するときは、当該変更の事実、その効力発生日および変更内容を記載した本規約を公表、又はお客様に通知します。

第3条（規約の適用）

お客様が対象となる本件機器、台数、レンタル期間、レンタル料、再レンタルする医療機関名、その他の必要事項を記載した当社所定の申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾した時に、本規約に基づき本件機器のレンタルに係る契約（以下「レンタル契約」といいます。）が成立します。

2 お客様が当社が指定する方法で申込みを行った時点で、お客様は本規約に同意したものとみなされます。

第4条（本件機器）

レンタルの対象となる本件機器は、すべてが新品ではなく中古の場合もあります。お客様は、新品又は中古のいずれかを指定することはできません。

第5条（レンタル期間）

レンタルの期間（本規約において「レンタル期間」といいます。）は、申込書に定める期間とします。

2 前項の規定にかかわらず、申込書においてレンタル期間の終了月を定めないことが

できます。この場合、申込書において利用開始月を定めるものとします。レンタル期間は、1ヶ月を単位とし、最低3か月(本規約において「基本レンタル期間」といいます。)として、第8条の規定により中途解約されるまでレンタル期間が継続するものとします。

第6条 (引渡し及び返却)

当社からお客様に対する本件機器の引渡しは、宅配便により行います。この費用は、当社が負担します。

2 お客様から当社に対する本件機器の返却は、レンタル期間の終期までに、当社の指定する宅配便により行っていただきます。この費用は、お客様が負担するものとします。

第7条 (レンタル料金)

お客様は、本件機器のレンタルの対価として、当社に対し申込書に定める料金(以下「レンタル料金」といいます。)を支払うものとします。

2 レンタル料金の支払は、申込書に従い、月払い又は申込書の定める期間のレンタル料金を一括で支払うものとします。

第8条 (中途解約)

お客様がレンタル期間中に中途解約する場合、お客様は解約日の14日前までに当社に通知するものとします。なお、中途解約の結果、1ヶ月未満の利用期間が生じた場合でも、日割り計算は行いません。

2 利用期間が基本レンタル期間(3か月)以内の中途解約の場合、お客様は当社に対し、3か月分のレンタル料金及びこれに対する消費税をお支払いいただきます。

第9条 (保証)

当社はおお客様に対して、レンタル期間中、本件機器が正常に動作することを保証します。ただし、お客様の使用目的への適合性は担保しません。また当社は、本件機器について、これ以外の担保責任を負いません。

第10条 (保証の履行方法)

レンタル期間中において、本件機器が正常に動作しない場合、お客様は当社に直ちに通知するとともに、当社の求めに応じ、本件機器の使用状況その他当社の求める情報等を当社に提供するものとします。

2 前項に規定する場合、当社は速やかに本件機器を修理又は交換します。ただし、当社は、お客様が本件機器を使用できないことによるお客様の損害を賠償する責めを負わ

ないものとしします。

3 前項本文の規定は、本件機器が正常に動作しないことがお客様による本規約又はレンタル契約の違反その他お客様の責めに帰すべき事由による場合は適用しません。この場合、当社が本件機器を修理又は交換する場合においては、お客様は当社の定める費用を負担するものとしします。

第11条（本件機器の使用管理責任）

お客様は、善良なる管理者の注意義務をもって本件機器の使用・管理を行うものとしします。また、お客様は、本件機器本来の機能、用法、性能に従ってこれを使用するものとしします。これらに反した使用・管理により、お客様や第三者に損害が生じた場合には、お客様の責任においてこれを処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとしします。

第12条（本件機器の破損・滅失等）

レンタル期間中に、お客様の責に帰すべき事由（盗難、火災等を含みます。）により本件機器が滅失又はその効用を喪失した場合（本件機器が盗難に遭った場合等を含みます。）は、お客様は、当社に直ちに通知するとともに、当社の求めに応じ、本件機器の使用管理状況その他当社の求める情報等を当社に提供するものとしします。この場合、お客様は、レンタル期間中のレンタル料金全額に加え、損害賠償として、本件機器の価額として当社が定める金額を支払うものとしします。

第13条（禁止事項）

お客様は、本件機器を申込書で指定した医療機関以外の第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、転貸、占有移転等の処分をしてはいけません。また、本件機器の改造、改装をしてはいけません。

第14条（消耗品の費用負担）

レンタル期間中における本件機器の維持管理にかかる消耗品（ジェルやベルトなど）の費用は、お客様の負担となります。

第15条（規約違反による解除）

お客様が次のいずれかに該当する場合、当社はお客様に通知・催告することなくレンタル契約を解除することができるものとしします。

- ① レンタル料金の支払を遅滞したとき。
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

- ③ 前号のほか、お客様が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、若しくは弁護士等へ債務整理を委任したときその他支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- ④ お客様の財産について仮差押、保全差押若しくは差押の命令、通知が発送されたとき又は租税滞納処分がなされたとき。
- ⑤ 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき。
- ⑥ 当社にお客様の所在が不明となったとき。
- ⑦ お客様が当社に提供した証明書、情報、資料等が虚偽であったとき。
- ⑧ 前各号のほか、レンタル契約に違反したとき

2 前項第1号から第4号までに該当する事実が発生した場合又は同項の規定により当社がレンタル契約を解除した場合、お客様は、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、かつ当社に対し、違約金として、レンタル契約の残存期間（終了日の記載がないものは、開始日に遡って計算します。）のレンタル料金に相当する金額を直ちに支払うものとします。

3 第1項の規定により当社がレンタル契約を解除した場合、お客様は直ちに本件機器を当社に返却するものとします。

第16条（規約終了時の措置）

レンタル契約が終了した場合において、お客様が本件機器の当社への返却を遅滞した場合、お客様は当社に対し、違約金として、当該遅滞した期間について、レンタル料金の倍額に相当する金額を支払うものとします。ただし、当社がこれを超える損害賠償の請求を行うことは妨げられないものとします。

第17条（損害賠償等）

お客様は、本規約又はレンタル契約の違反により当社に損害を与えた場合には、当社に対してその損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

2 本規約又はレンタル契約に関しお客様が当社に対して負担する金銭債務の弁済を怠った場合には、お客様は当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします

第18条（責任の制限）

本件機器及びレンタル契約に関し当社が負う損害賠償責任の額は、累計で、当該損害が発生したときまでにお客様が当社に支払ったレンタル料金の総額を上限とします。

第19条（機密保持）

お客様は、当社による事前の書面による同意なくして、本件機器のレンタルに関連して得た公開されていない情報を第三者に開示してはならないものとします。

2 お客様は、本件機器について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル等をしてはなりません。

第20条（知的財産権）

本件機器について的一切の知的財産権は、当社及び当社に使用許諾をした第三者に帰属します。

第21条（反社会的勢力の排除）

お客様は、当社に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつレンタル契約の有効期間中、これらに該当しないことを確約するものとします。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 お客様は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 お客様が前二項の表明又は確約に違反した場合、当社は何らの催告なくしてレンタル契約を解除することができるものとします。この場合、当社はお客様に生じた損害を賠償する責めを負いません。

第22条（準拠法及び管轄）

本規約及びレンタル契約は日本法に準拠するものとし、本規約及びレンタル契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所及び高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2022年6月16日 制定・施行